

秦野市議会委員会条例の一部を改正することについて

秦野市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成23年6月28日提出

議会運営委員会

委員長 三 竹 正 義

提案理由

秦野市議会基本条例により委員会を原則として公開することとしたことに伴い、委員会の傍聴に当たっての委員長の許可を必要としないこととするため、改正するものであります。

秦野市議会委員会条例の一部を改正する条例

秦野市議会委員会条例（平成3年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条から第31条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。